

重 要 事 項 説 明 書

介護予防訪問介護事業所みずほ寮
(24A2200657)

第1号訪問事業（訪問型サービス）の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1 事業者の概要

名 称 三重県三重郡老人福祉施設組合
所在地 三重県三重郡菰野町大字菰野5833番地1
代表者 管理者 諸岡 高幸
電 話 059-394-1121

2 事業所の概要

名 称 介護予防訪問介護事業所みずほ寮
所在地 三重県三重郡菰野町大字菰野5833番地1
電 話 059-394-1121
FAX 059-394-5868
実施地域 菰野町、四日市

3 運営の方針

サービスの提供に当たっては、事業所の従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 提供するサービスの内容

事業所が提供する第1号訪問事業（訪問型サービス）は、介護保険法に基づき菰野町の介護予防・日常生活支援総合事業として実施されます。

要支援状態にある、または基本チェックリストにより事業対象者と判断された利用者に対し、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、以下のサービスを提供します。また本サービスは自立支援・重度化防止の視点を持って支援を行います。

(1) 身体介護を伴う訪問型サービス

利用者の身体に直接接触（入浴、排泄、食事の介助等）して行う介助

(2) 生活援助を伴う訪問型サービス

掃除、洗濯、買い物等日常生活の援助

5 営業日時

営 業 日 年中無休
営業時間 午前6時～午後5時45分

6 事業所の従業員の体制

管理者 1名（常勤兼務）
サービス提供責任者 1名（常勤専従）
訪問介護員 2.5以上（常勤換算）

7 利用料等

利用料金は特定施設（みずほ寮）を通じて請求・支払うものとします。

(1) 利用料

外部サービス利用型介護予防特定施設入居者サービス利用

週に1回程度 1, 032単位 (1, 047円)

週に2回程度 2, 066単位 (2, 095円)

週に2回を超える(要支援2のみ) 3, 277単位 (3, 323円)

1月当たりの回数を定める場合(1回につき)

標準的な内容の訪問型サービス 287単位 (291円)

生活援助が中心の場合

20分～45分未満の場合 179単位 (182円)

45分以上の場合 220単位 (223円)

短時間の身体介護が中心 163単位 (166円)

外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活による要支援における限度額	
要支援1	要支援2
5, 032単位	10, 531単位

8 サービスの利用に当たっての留意事項

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- (2) サービス提供に当たって、訪問介護員等は次のことを受けすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 医療行為
- ② 利用者の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供
- ⑥ 利用者の飲酒、喫煙、飲食、身体的拘束等(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑦ その他利用者に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9 虐待の防止・身体的拘束等の適正化

- (1) 利用者、家族への聴き取りアンケートの実施、職員の自己点検チェックを行う等、虐待防止に関するマニュアルに基づいて研修等を実施し、虐待防止に取り組みます。
- (2) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合は、虐待防止委員会により必要な措置を講じ、その結果について、職員全員に周知徹底を図ります。
- (3) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を原則行いません。また緊急やむを得ない場合とは、三つの要件(切迫性(利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと)非代替性(身体的拘束等以外に代替する介護方法がないこと)一時性(一時的なものであること))全てを満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。
- (4) やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、必要な計画書等の作成および本人又は家族に対し実施事項の説明と同意を得た上で実施します。また継続的な記録と検討により身体的拘束等の必要がなくなった場合は、速やかに解除いたします。

10 秘密保持及び個人情報の保護

- (1) 事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約

終了後も同様とします。

(2) 事業所は、利用者の個人情報について適切な取り扱いに努めます。

(3) 事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

1 1 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	三重北医療センター菰野厚生病院
	氏名	
	所在地	三重県三重郡菰野町大字福村75番地
	電話番号	059-393-1212
緊急連絡先 (身元引受人・家族等)	氏名 (利用者との続柄)	
	電話番号	

1 2 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の窓口でお受けします。

(1) 利用者相談・苦情窓口

苦情解決責任者 谷 孝秀

苦情受付担当者 井高 隆雄 山口 日出登

電 話 059-394-1121 (代表)

(2) その他苦情申立の窓口

第三者委員会

第三者委員 南川 久美子 電話 090-8072-6847

第三者委員 伊藤 博之 電話 090-1274-9327

三重県国民健康保険連合会 電話 059-222-4165

菰野町 健康福祉課 電話 059-391-1125

朝日町 保険福祉課 電話 059-377-3659

川越町 福祉課 電話 059-366-7116

*上記の他、入所前にお住まいの地域の市町（保険者）等が苦情受付先となります。下記、みずは寮近郊の市町を記載しておりますが、他市町からの入所の際は、重要事項説明時に連絡先を通知いたします。

1 4 サービスの終了

次の場合にサービスは終了となります。

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の30日前までに文書でお申し出下さい。

(2) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

① 利用者の要支援状態区分が要介護又は自立となった場合

② 利用者が退所（死亡等）した場合

(3) その他

① 次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- (ア) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- (イ) 事業者が守秘義務に反した場合
- (ウ) 事業者が利用者に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- (エ) 事業者が倒産した場合

その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には契約を解約することができます。

- ② 次の場合は、事業者は文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
- (ア) 利用者の利用料等の支払いが遅延し、利用料等を支払うよう催告したにも拘らず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
 - (イ) 利用者又はその家族が事業者や従業者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合